

これまでの審議会で委員からいただいた御意見に対する市の対応（案）

1 成年後見制度の利用促進のための施策			
基本方針 1	1 現状等 (1) (2)	2 取組等 【1-1】	計画案 P12
<p>当局からの質問 今後、さらに成年後見制度が真に必要な方々の利用が促進されるための効果的な取組、及び、任意後見、保佐・補助類型を含めた早期利用の促進策について、御意見を伺いたい。(第 2 回審議会)</p>			
<p>審議会での意見 チームや関係機関に対する啓発が不十分ではないか。家族や本人よりも、周囲の専門職、福祉医療の関係機関の者が気付いて制度利用に結びついている場合が実際には多い。</p>			
<p>当局の対応案 市民向けパンフとともに、関係機関向けパンフを作成するなどして、市内の福祉医療関係者に制度利用、成年後見支援センター、地域連携会議などの啓発、周知を進めていきます。</p>			
2 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援			
基本方針 1	1 現状等 (5)	2 取組等 【1-4】	計画案 P12
<p>当局からの質問 後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、国がガイドラインを作成中です。これを踏まえた市の意思決定支援のあり方について、御意見を伺いたい。(第 2 回審議会)</p>			
<p>審議会での意見 本人の意思が一番優先されることとなるが、本人の状態像によっては意思を推定しなければならないときがある。そういったことを周囲で決めていく枠組づくりが必要ではないか。</p>			
<p>当局の対応案 令和 2 年 10 月 30 日付けで国が「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を示したことから、これに基づいた意思決定支援を行われるよう計画案にも反映し、市内の関係者等にも周知を図っていきます。</p>			
3 成年後見制度利用支援事業			
基本方針 2	1 現状等 (4)	2 取組等 【2-4】	計画案 P14
<p>審議会での意見 任意後見を進めて行く場合、後見監督人の選任に際して、報酬の問題もいずれ出てくるのではないかと。(第 2 回審議会)</p>			
<p>当局の対応案 国の中間検証報告書に「成年後見制度が必要な方が制度を利用できるよう、後見監督人等が選任される場合の報酬を含め、制度の整備を推進していくことが必要である」と記載があることから、市としても、所要の対応が必要であると考えており、次回の審議会までに後見監督人に対する助成制度の枠組み（案）をお示しする予定です。</p>			

4 市民後見人の研修・育成・活用			
基本方針 3	1 現状等 (3)	2 取組等 【3-2】	計画案 P15、17
審議会での意見 市民後見人の育成はとても大切であり、養成研修を受けるための受講料を市が補助すること等も必要ではないか。(第 2 回審議会)			
<p>当局の対応案 県内自治体の状況を調査したところ、おおむね半数の都市が市民後見人の育成事業として、市民後見人としての登録制度や、養成研修の受講料等の補助を行っており、本市としても、他市と同様の取組を新年度から実施していくこととします。</p> <p>なお、上記の施策を重点的に推進していくため、計画案 P17 に「市民後見人制度の普及と啓発」への取組を追加で掲げました。</p>			

5 市民後見人の研修・育成・活用			
基本方針 3	1 現状等 (3)	2 取組等 【3-2】	計画案 P15
当局の計画案 「中核機関において、必要な知識やノウハウを有する市民後見人の養成、市民後見人がふさわしい事案の見極めやマッチング、選任後の様々な課題に対する支援の 3 段階を見据えた体制整備を進めます。」			
審議会での意見 市民後見人の活動は、無償か有償か。有償であれば、どの程度を考えているのか。(第 3 回審議会)			
<p>当局の対応案 市民後見人の報酬の現状については、全国自治体で調査した資料がないために把握ができていませんが、HP 等で情報収集する限りでは無償としている場合が多いようです。</p> <p>そうしたことから、本市においては市民後見人の育成からを開始している現段階で、ただちに成年後見人への推薦の目処が立たない中で、その報酬が無償か有償かの判断については、今後の市の検討課題とさせていただきたい。</p> <p>なお、平成 29 年 10 月時点の国の調査では、全国の市区町村で市民後見人の養成等を実施している市町村は、全体の 24.2%で、養成者数は 1 万 4 千 140 人ですが、実際に成年後見人として家庭裁判所から受任された方は、1,379 人であり、受任率は約 9.8%と低い数値となっています。</p> <p>先行実施する市町村の状況では、後見事務に経験のない一般の市民の方々が養成講座を受講後ただちに、最初から全てを任されていないという現状もあると伺っており、こうした課題を踏まえ、今後、市民後見人の取組を推進していくためには、市や社会福祉協議会等による市民後見人の適切な育成・支援体制の整備や、後見人等を選任する家庭裁判所との連携が不可欠であると考えています。</p>			

6 第4章 1 中核機関の設置 【運営体制】 P18
審議会での意見 中核機関の事務局の運営体制について、①人員配置では、意識の高い、経験が蓄積した者を非常勤等ではなく、安定した労働条件で配置をしてもらいたい。②相談機能として機能をしっかりと持たせるという観点からは、相談の専門職である社会福祉士を配置することが望ましい。(第3回審議会)
当局の対応案 各委員の御期待に応えられるような雇用、配置を鋭意検討しているところです。

7 第4章 1 中核機関の設置 【運営体制】 P18 第5章 施策の点検及び評価 (P22)
当局からの質問 玉野市成年後見制度利用促進計画の策定後に、玉野市成年後見支援センターの取組状況の点検、評価等を新たに設置する「運営委員会」が行うこととし、その運営委員会の機能を「玉野市成年後見制度利用促進審議会」が担うことについて、御意見を伺いたい。
審議会での意見 審議会は、中立的な立場で審議してきたが、「地域の課題は、地域で解決」するために、玉野のことは玉野で活躍する方々にお願いしてはどうか。(第3回審議会)
当局の対応案 玉野市成年後見制度利用促進計画及びそれに基づく中核機関を調査、審議した審議会委員が同計画策定後も同計画及び中核機関の運営を評価、点検することは、効率的かつ合理的であると考えています。 一方で、「運営委員会」を設置することで、この審議会並びに中核機関、地域連携会議のそれぞれの役割が複雑化するというのであれば、「運営委員会」を新たに設置するのではなく、審議会の役割の1つとして位置付けることで、それぞれの役割が明瞭となるよう修正を行います。

8 第4章 2 地域連携ネットワークの構築 P18
当局からの質問 地域連携会議の委員(図) について、御意見をいただきたい。
審議会での意見 市民後見人の育成・活用についての目標は掲げられているが、中核機関や地域連携会議でどういう手段で活動、活躍していくかの記載がない。後見人等が弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で固められてしまうことにはならないか。(第3回審議会)
当局の対応案 現在のところ、後見制度の利用者ニーズには、3士会の専門職の方々で対応ができていますが、今後、後期高齢者の人口がピークを迎え、認知症高齢者が今後、増加していくと推計されており、近い将来、専門職の方以外にも、後見人として本市の後見制度を支えていく市民後見人等の人材が必要になるものと考えています。 こうした状況を踏まえ、前回案「重点的に取り組む事項」では、後見人候補者を「弁護士、司法書士、社会福祉士等」とする限定的な記述であったことから、「又は市民後見人、法人後見人」と追記することとします。

9 第 4 章 2 地域連携ネットワークの構築	P21
当局からの質問 地域連携会議の委員(図) について、御意見をいただきたい。	
審議会での意見 構成メンバーを見たところ、高齢者関係の団体が多い。障害者関係の「相談支援事業所」などを加えていた方が良いのではないか。(第 3 回審議会)	
当局の対応案 御意見のとおり、地域連携会議の構成メンバーに「相談支援事業所」を加えることとしました。	

10 第 4 章 2 地域連携ネットワークの構築 (P21)	
当局からの質問 地域連携会議の委員(図) について、御意見をいただきたい。	
審議会での意見 これまで対応困難、虐待、徘徊を伴う認知症患者等の権利擁護に関する事案を扱ったときは、警察との連携が必要だったことがあり、地域連携会議に警察に加わってもらいたい。(第 3 回審議会)	
当局の対応案 玉野署へ地域連携会議への参加を依頼したところ、「必要であれば出席できるよう前向きに検討したい。」と回答を得たところです。	